

令和7年度 関市スポーツ推進審議会 次第

日 時：令和8年2月5日（木）

14時00分～

会 場：アテナ工業アリーナ
2-2会議室

1. 開会あいさつ（協働推進部長あいさつ）

2. 委員の紹介

3. 会長あいさつ

4. 議 題

（1）第2期スポーツ推進計画の点検と評価について（参考資料 別紙1）

（2）部活動の地域移行について（進捗報告）（参考資料 別紙2）

（3）ねんりんピック岐阜2025について（参考資料 別紙3）

5. その他

6. 閉会あいさつ（副会長）

令和6, 7年度 関市スポーツ推進審議会委員

No.	役 職	氏 名	備 考
1	きくいけ整形外科 名誉院長 (公財)岐阜県スポーツ協会 スポーツ医科学協議会会長	喜久生 明男	留任 ※令和6, 7年度 会長
2	関市スポーツ少年団 本部長 (一財)関市スポーツ協会 副会長	川 嶋 英 司	留任 ※令和6, 7年度 副会長
3	関市自治会連合会 副会長	黒 井 秀 雄	留任
4	中部学院大学 スポーツ健康科学部 教授	水 野 か が み	留任
5	(一財)関市スポーツ協会 会長	小 野 木 卓	留任
6	関市スポーツ推進委員会 会長 (一財)関市スポーツ協会 副会長	大 野 照 美	留任
7	関市スポーツ推進委員会 副会長	長 瀬 祐 子	留任
8	関市小中学校長会 会長 (瀬尻小学校 校長)	平 田 聡 子	新任
9	NPO法人キウイスportsクラブ 理事長 (一財)関市スポーツ協会 副会長	桑 原 直 樹	留任

※順不同

関市スポーツ推進審議会 事務局

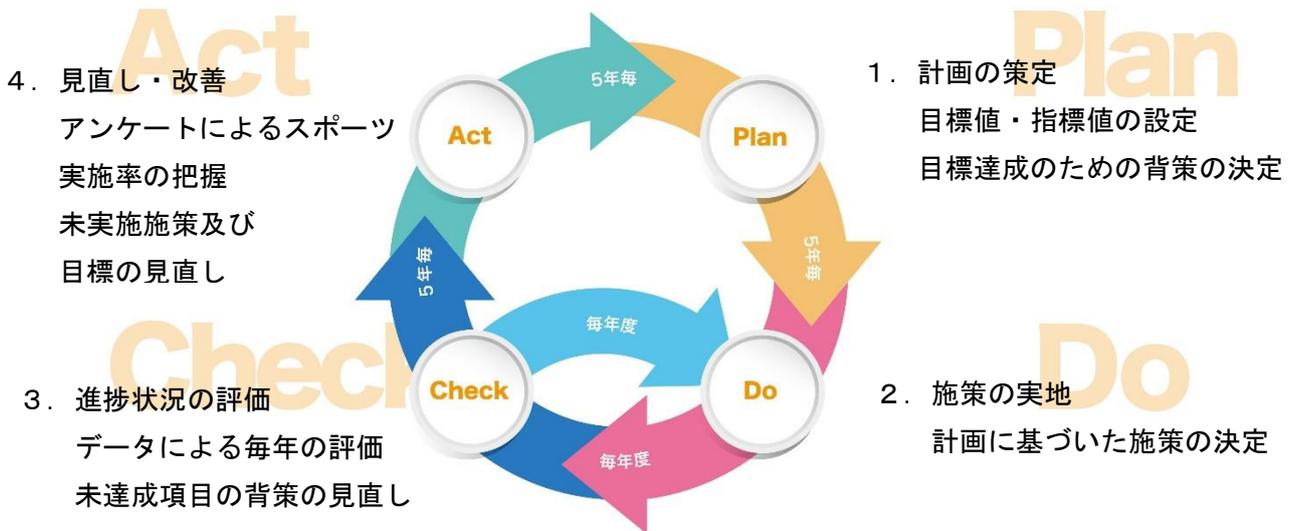
No.	役 職	氏 名	備 考
1	協働推進部 部長	多 田 和 生	
2	協働推進部 スポーツ推進課 課長	相 宮 真 史	
3	協働推進部 中池公園事務所 所長 スポーツ推進課 主幹	森 守	
4	協働推進部 スポーツ推進課 主幹 兼ねんりんピック推進室 室長	恩 田 賢 治	
5	協働推進部 スポーツ推進課 兼ねんりんピック推進室 課長補佐	西 部 雅 久	
6	協働推進部 スポーツ推進課 兼ねんりんピック推進室 課長補佐	青 山 優	

関市教育委員会

1	教育委員会 学校教育課 主任主査	小 池 翔 也	
2	教育委員会 学校教育課 地域クラブコーディネーター	蓑 島 昌 尚	

第2期関市スポーツ推進計画の点検と評価について

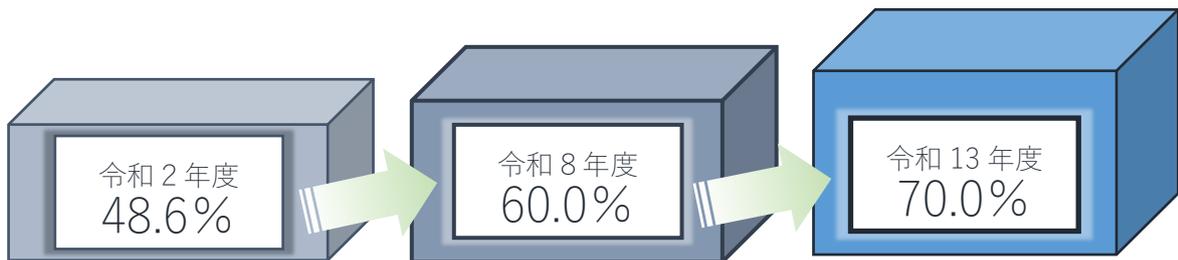
第2期関市スポーツ推進計画は、令和4年度を計画初年度とし、令和13年度を目標年度とする10年計画であります。市民の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、関市スポーツ推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立った施策の選択を行い、PDCAサイクル（事業の点検・評価・見直しを行う仕組み）の手法により、本計画の目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図ります。



成果目標について

誰もが、いつでも、どこでも身近で気軽にスポーツを楽しむ「市民ひとり1スポーツ」の実現に向け、次のとおり10年後の成果（長期）目標を設定します。なお、計画の中間見直しのため、中間年度（令和8年度）の成果（中期）目標も設定することとします。

1 成人の週1回以上のスポーツ実施率



2 小中学生の週1回以上のスポーツ実施率



基本目標Ⅰ 「する」スポーツの推進

生涯を通じてスポーツを生活の中に根づかせ、誰もが、いつでも、どこでもスポーツを楽しむことができ、健康で活気に満ちた生活を送ることができるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技力の向上を図り、全国大会等において活躍できる選手・チームを輩出できるよう競技スポーツを推進します。

➤ 指 標

項目	基準 (基準年度)	令和4-6年度	中期目標 (令和8年度)	長期目標 (令和13年度)
スポーツを「する」ことが好きな人の割合 (アンケート調査)	《成人》(R2) 男性：76.2% 女性：65.4% 《児童生徒》(R2) 男子：88.9% 女子：77.3%	-	《成人》 男性：78.0% 女性：68.0% 《児童生徒》 男子：89.0% 女子：79.0%	《成人》 男性：80.0% 女性：70.0% 《児童生徒》 男子：90.0% 女子：80.0%
成人向けスポーツ教室参加者数	1,191人 (H27-R1累計)	累計：947人	累計：1,250人	累計：2,500人
ウォーキングイベント(はもみん・はつらつウォーキング)参加者数	1,106人 (H27-R1累計)	累計：332人	累計：1,250人	累計：2,500人
刃物のまち関シティマラソン参加者数	12,314人 (H27-R1累計)	累計：6,101人	累計：15,000人	累計：30,000人
ジュニア・親子向けスポーツ教室参加者数	1,101人 (H27-R1累計)	累計：1,793人	累計：1,250人	累計：2,500人
障がい者スポーツ教室参加者数	170人 (H27-R1累計)	累計：117人	累計：200人	累計：500人
国民体育(スポーツ)大会出場者数	85人 (H27-R1累計)	累計：15人	累計：100人	累計：200人
全国障害者スポーツ大会出場者数	19人 (H27-R1累計)	累計：10人	累計：25人	累計：50人

➤ 施 策

- ・なでしこリーグ公式戦(サッカーふれあい体験会) R7.4.13 R7.9.15

➤ 計 画

- ・R8.11.22 刃物のまち関シティマラソン(かわせみスタジアム第3種公認改修こけら落とし)

基本目標Ⅱ 「みる」スポーツの推進の指標

誰もが、スポーツに親しむ機会をより得られるようスポーツ観戦を推進するとともに、トップアスリート等との交流を通じてスポーツをより身近に感じることができるようスポーツ交流を推進します。

➤ 指 標

項目	基準 (基準年度)	令和4-6年度	中期目標 (令和8年度)	長期目標 (令和13年度)
スポーツを「みる」ことが好きな人の割合 (アンケート調査)	《成人》(R2) 男性：82.8% 女性：66.0% 《児童生徒》(R2) 男子：77.6% 女子：55.5%	-	《成人》 男性：84.0% 女性：68.0% 《児童生徒》 男子：79.0% 女子：58.0%	《成人》 男性：85.0% 女性：70.0% 《児童生徒》 男子：80.0% 女子：60.0%
スポーツ競技大会等誘致件数	1件 (H27-R1 累計)	0件	累計：1件	累計：2件
スポーツ競技強化合宿等誘致件数	1件 (H27-R1 累計)	0件	累計：1件	累計：2件
スポーツ講演会参加者数	650人 (H27-R1 累計)	累計：680人	累計：1,000人	累計：2,000人

➤ 施 策

- ・ R7.4.4 大相撲関場所開催
- ・ R7.10.18~21 ねんりんピック岐阜 2025 (剣道・ゴルフ)

➤ 計 画

- ・ R10 全国高等学校総合体育大会 (バレーボール男子)

基本目標Ⅲ 「ささえる」スポーツの推進の指標

スポーツを「する」「みる」人々をささえる団体や指導者の育成に取り組むとともに、より多くの人
がスポーツに関わり活躍できるようボランティアの育成に取り組みます。

➤ 指 標

項目	基準 (基準年度)	令和6年度	中期目標 (令和8年度)	長期目標 (令和13年度)
総合型地域スポーツ クラブの認知度(アン ケート調査)	《成人》 (R2) 12.4% 《児童生徒》 (R2) 6.8%	-	《成人》 20.0% 《児童生徒》 10.0%	《成人》 30.0% 《児童生徒》 20.0%
スポーツ推進委員年 間延べ 活動人数	1,526人 (R1)	1,345人	1,750人	2,000人
スポーツ少年団指導 者数	406人 (R2)	140人	450人	500人
スポーツボランティ アを したいと思う人の割 合 (アンケート調査)	《成人》(R2) 男性：20.4% 女性：15.5% 《生徒》(R2) 男子：37.1% 女子：41.5%	-	《成人》 男性：25.0% 女性：20.0% 《生徒》 男子：43.0% 女子：45.0%	《成人》 男性：30.0% 女性：25.0% 《生徒》 男子：50.0% 女子：50.0%

➤ 施 策

- ・総合型地域スポーツクラブの活動
- ・スポーツ少年団活動
- ・スポーツ推進委員の活動

➤ 計 画

- ・中学校部活動の地域移行

基本目標Ⅳ スポーツを「つくる」「はぐくむ」の指標

スポーツを「する」「みる」「ささえる」人々が集まり、つながることにより、関市におけるスポーツブランドが作り出され、さらに、交流を通じてはぐくまれるようスポーツによる地域創生に取り組みます。

➤ 指 標

項目	基準 (基準年度)	令和4-6年度	中期目標 (令和8年度)	長期目標 (令和13年度)
地域の特性を生かしたスポーツブランド件数	2件 (R2)	2件	4件	6件
ラグビーフットボールフェスティバル参加者数	7,600人 (H27-R1 累計)	累計：4,100人	累計：8,500人	累計：18,000人
カローリングジャパンカップ・カローリング日本平成村カップ参加者数	1,227人 (H27-R1 累計)	累計：695人	累計：1,250人	累計：2,500人
スポーツに地域の交流促進の効果を期待する成人の割合 (アンケート調査)	男性：44.0% 女性：40.7% (R2)	-	男性：47.0% 女性：45.0%	男性：50.0% 女性：50.0%

➤ 施 策

- ・ 自然と冒険スポーツ村
- ・ ふどうの森トレイルラン
- ・ 3×3 MUGEGAWA

基本目標Ⅴ スポーツ環境を「ととのえる」の指標

スポーツを「する」「みる」「ささえる」人々が円滑にスポーツにアクセスでき、そこで新たなスポーツブランドが作り出され、さらに、交流を通じてはぐくまれるようスポーツ施設の整備とスポーツ情報の充実に取り組みます。

➤ 指 標

項目	基準 (基準年度)	令和6年度	中期目標 (令和8年度)	長期目標 (令和13年度)
公共スポーツ施設年間延べ利用者数 ※	383,696人 (R1)	354,156人	390,000人	400,000人
成人の公共スポーツ施設に対する満足度 (アンケート調査)	男性：22.0% 女性：20.2% (R2)	-	男性：25.0% 女性：25.0%	男性：30.0% 女性：30.0%
公共施設予約システム (「せきとるnet」)登録 スポーツ団体数	※R4 本格稼働	1,029件	700件	1,000件

※対象施設は、総合体育館、中池スポーツ施設、板取体育館、武芸川体育館、上之保体育館(旧上之保中学校体育館)、武儀生涯学習センター(アリーナ等)です。

➤ 施 策

- ・河上薬品スタジアムスコアボード改修実施設計業務
- ・R7～8年度 中池かわせみスタジアム第3種公認改修工事
- ・R7～8年度 アテナ工業アリーナ大規模改修
- ・R7～8年度 関市内小中学校体育館空調整備

➤ 計 画

- ・R8年度 河上薬品スタジアムスコアボード改修工事
- ・R8年度 中池公園テニスコート人工芝張替工事

改正

平成23年12月20日条例第30号

関市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、関市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、関市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツ施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツの団体の育成に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (9) 総合型地域スポーツクラブの設立及び育成に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後、最初に任命された審議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成23年12月20日条例第30号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の関市スポーツ振興審議会条例第3条第1項の規定により任命された関市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条の規定による改正後の関市スポーツ推進審議会条例第3条第1項の規定により、関市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。